

第4種踏切の廃止と安全確保に向けた取組方針

令和8年10月29日 市民課消費生活・交通安全係

基本方針

第4種踏切の廃止に向けて、 安全確保を最優先にした取組を進めます

このたび、市内の踏切で発生した痛ましい事故により尊い命が失われました。亡くなられた方に心より哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、お悔やみ申し上げます。

市では、これまで20年以上にわたり、ＪＲと連携し、第4種踏切の廃止に向けた協議を重ねてきました。今回の事故を重く受け止め、従来から進めてきた協議を前進させるとともに、安全確保を最優先としてＪＲ、国・県、その他関係機関、地域の皆様と連携し、第4種踏切の廃止に取り組めます。

また、廃止までには地域住民の生活への影響に配慮した協議や調整が必要となりますことから、廃止に向けた取組みと並行して、必要となる安全対策を実施します。

市内 踏切の状況（第3種、第4種は地図参照）

区分	箇所数	主な設備
第4種	5	遮断機・警報機なし
第3種	3	遮断機なし・警報機あり
第1種	38	遮断機・警報機あり
合計	46	

設備の有無にかかわらず「踏切」は非常に危険な場所です。

事故後の対応

- ◆市内の第4種踏切の点検を速やかに行い、危険性などを整理。
- ◆点検結果を踏まえ、必要となる安全対策を進めます。
- ◆市民や踏切利用者への安全啓発を進めます。
- ◆年内に市連合自治会、踏切周辺の地区連合自治会・区長会会議でご意見を伺います。その後、踏切別の具体的な方向性を決定します。